

標準旅行業約款 (別紙 特別補償規程)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 補償等の支払い

(当社の支払責任)

第1条 当社は、旅行実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外部の事故(以下「事故」といいます)によって身に危険を被ったときに、本章から第4章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます)を支払います。

第2条 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を突然かつ同時に吸入、吸収又は摂取したときに、身体内部に生ずる中毒症(有機物の毒入、酸欠又は摂取した結果生ずる中毒症候を除きます)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含まれません。

(用語の定義)

第3条 本条の規定において「企画旅行」とは、標準旅行業約款標準型企画旅行契約の第2条第1項及び付随企画旅行契約の第2条第1項に定めるものをいいます。
この規定において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ手配した乗車券等をもって提供された当該企画旅行日程に於ける最初の乗込・宿泊機関等サービスの提供を受けることを開始した時から最後の乗込・宿泊機関等サービスの提供を受けることを完了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び帰郷の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたときは、離脱の時から帰郷の予定の時刻までの間に「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び帰郷の予定日時をあらかじめ当社に届け出ておらずに離脱したときは帰郷の予定時刻を離脱したときは、その離脱の時から帰郷の予定の時刻又はその離脱した時から「企画旅行参加中」としたものとします。また、当該企画旅行参加中に、旅行者が当社の手配に係る乗込・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けないう日(旅行日程の帰郷時刻により)が認められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故により旅行者が被った損害に對してこの規程による補償金及び見舞金の支払いを行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

第4条 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が受付を行う場合は、その受付終了時
前号の受付が行われない場合において、最初の乗込・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが搭乗できる飛行機機内における手荷物検査の完了時
 - ロ 船舶であるときは、乗船終了の完了時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車乗車時
 - ニ 車両であるときは、乗車時
 - ホ 宿泊施設であるときは、当該施設への入場時
 - 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。
- 第5条** 前項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。
- (1) 添乗員、当社の使用人又は代理人が解雇を告げる場合は、その告知した時
 - 前号の解雇の告知が行われない場合において、最後の乗込・宿泊機関等が、
 - イ 航空機であるときは、乗客のみが搭乗できる飛行機機内からの退場時
 - ロ 船舶であるときは、下船時
 - ハ 鉄道であるときは、改札の終了時又は改札のないときは当該列車降車時
 - ニ 車両であるときは、降車時
 - ホ 宿泊施設であるときは、当該施設からの退場時
 - ロ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

(補償金等を支払わない場合一その1)

第3条 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては補償金等を支払いません。

- (1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が当該傷害の一部の受取人である場合には、その者が受取るべき金額については、この限りではありません。
- (3) 旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (4) 旅行者が法令に定められた運転業務を持ったり、又は酔って正常な運転ができないうれいれのある状態で自動車又は原動機付自転車運転をしようとする生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けたという間接に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (6) 旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。
- (7) 旅行者の脳出血、出血、暈厥、痙攣又は外科的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を治療する場合には、この限りではありません。
- (8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象又は暴動(この規程においては、群衆又は多数者の集団の行動にまで、全国又は一部の地区において著しく事態が善かれ、治安維持上重大な影響と認められる状態を除く。)
- (9) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様とします)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる事故

(11) 前2号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(12) 第10号以外の放射線照射又は放射能汚染

当社は、原因のいかなる場合も、頭痛症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛(他覚症状のないもの)に対して、補償金等を支払いません。

(補償金等を支払わない場合一その2)

第4条 当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補償金を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(補償金等を支払わない場合一その3)

第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれていない場合を除けば、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、補償金等の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

(1) 旅行者が別表第1に定める運動を行っている間に生じた傷害

(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競走、競艇、興行(いずれも補償を含みます。)又は試運転(性能試験を目的とする運転又は操縦をいいます。)をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらを行うことを行って生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないことも補償金等を支払います。

(3) 航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機(定期便である不定期便であるを問わず)において、飛行機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

(補償金等を支払わない場合一その4)

第6条 第2条の当社は、旅行者が死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げないづくりに死亡した事由による場合には、補償金等を支払いません。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、その者が受取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)に該当すると認められること。

(2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(4) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

(死亡補償金の支払い)

第6条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合には、旅行者1名につき、海外旅行を目的とする企画旅行においては、2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては、1,500万円(以下「補償金」といいます)を支払います。旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に支払った後遺障害補償金がある場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

(後遺障害補償金の支払い)

第7条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内の後遺障害(身体に残された将来にも回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となつた傷害が治癒された後も残ります。)を以て同程度(とします)が生じた場合は、旅行者1名につき、別表第2の1の各号に掲げる割合を乗じた額を後遺障害補償金として旅行者に支払います。

第8条 前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から180日を超えない治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害補償金を支払います。

第9条 別表第2の各号に掲げない後遺障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に照らして、身体障害の程度に応じ、かつ、別表第2の各号の区分に準じて後遺障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第2の1(3)、1(4)、2(3)、4(4)及び5(2)に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、後遺障害補償金を支払いません。

同一事由により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、その各々に定める額を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第2の7及び9に規定する上肢(腕及び手)又は下肢(脚及び足)の後遺障害に対しては、一般ごとの後遺障害補償金は、補償金額の50%として支払います。

前各項に基づいて当社が支払った後遺障害補償金の額は、旅行者1名に対して1企画旅行につき、補償金額をもって限度とします。

(入院見舞金の支払い)

第10条 当社は、旅行者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること又は平常の生活ができなくなり、かつ、入院(医師による治療を要する場合において、自宅等での療養期間を除く)を要する結果、入院(医師による治療を要する場合において治療に専念すること)を要します。以下2つの条において同様とします。した場合は、その日数(以下「入院日数」といいます)に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1) 海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上かつ180日未満の傷害を受けたとき。 40万円

ロ 入院日数90日以上かつ90日未満の傷害を受けたとき。 20万円

ハ 入院日数7日以上かつ90日未満の傷害を受けたとき。 10万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 5万円

(2) 国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ 入院日数180日以上かつ180日未満の傷害を受けたとき。 20万円

ロ 入院日数90日以上かつ90日未満の傷害を受けたとき。 10万円

ハ 入院日数7日以上かつ90日未満の傷害を受けたとき。 5万円

ニ 入院日数7日未満の傷害を受けたとき。 2万円

第11条 旅行者1名については、入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金を重ねて支払うことは、その合計額を支払います。

(入院見舞金の支払いに関する特別)

第12条 当社は、旅行者1名について入院日数及び通院日数がそれぞれ1日以上となった場合は、前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの(同額の場合には、第1号に掲げるもの)の額を支払います。

(1) 当該入院日数に当社が支払うべき入院見舞金

(2) 当該通院日数(当社入院見舞金を支払った期間中のものを除きます。)に当該入院見舞金を加えた額を入院見舞金とみなした上で、当該期間中に当社が支払った通院見舞金

(死亡の推定)

第13条 旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が航行不明となつたとき、又は遭難してから30日経過後においておける旅行者が生きていないときは、航空機若しくは船舶が航行不明となつた日は遭難した日と推定し、旅行者が第1条の傷害によつて死亡したものと推定します。

(身体障害又は疾病の影響)

第14条 旅行者が第1条の傷害を被ったことにより既に生じた身体障害若しくは疾病の影響により、又は第1条の傷害を被つた後にその原因となつた事故と密接な因果関係を生じた傷害若しくは疾病の影響により第1条の傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第4章 事故の発生及び賠償金等の手続

(補償金等に関する説明等の請求)

第15条 旅行者が第1条の傷害を受けたときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者に対し、傷害の発生等の原因と当該事故の概要について説明を求め、又は旅行行程の診断書又は死体の検案を請求することがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。

第16条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社に通知しない事項により第1条の傷害を被ったときは、傷害の発生等の原因となつた事故の概要等として、当該事故の発生から30日以内に報告しなければならないものとします。

第17条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社に認めるときは前2条の規定に違反したとき又はその表明若しくは報告につき知っている事実を告げ、若しくは不実の事実を告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

(補償金等の請求)

第18条 旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社前項の補償金等請求書及び掲げる書類を提出しなければなりません。

(死亡補償金請求の場合)

イ 旅行者の戸籍簿本並びに法定相続人の戸籍簿及び戸籍証明書

ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ハ 旅行者の死亡診断書又は死体検案書

ニ 後遺障害補償金請求の場合

イ 旅行者の同意診断書

ロ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ハ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ニ 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

ホ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院日数及び通院日数を記載した病院又は診療所の証明書

ニ 通院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

ハ 入院見舞金請求の場合

イ 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書

ロ 傷害の程度を証明する医師の診断書

(損害賠償請求)

(8) その他当社があらかじめ指定したもの

(損害賠償請求)

第19条 当社が損害補償金を支払うべき損害の額(以下「損害額」といいます)は、その損害が生じたとき及び時における損害額(損害又は補償対象品を損害発生直前の状態に復元するために必要となる経費及び当該3項の費用の合計額のうち最も高い方の金額を基準として定めるとします)。

第20条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第21条 当社が支払うべき損害額の1個又は1対1対しての損害額が15万円を超えたときは、損害額を15万円以下で前項の規定を適用します。

第22条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第23条 当社は、損害額が10万円を超えたときは、損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第24条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第25条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第26条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第27条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第28条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第29条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第30条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第31条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第32条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第33条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第34条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第35条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第36条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第37条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第38条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第39条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第40条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第41条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第42条 損害額の1個又は1対1対しての損害額が10万円を超えたときは、当社は、そのものの損害額を10万円以下で前項の規定を適用します。

第43